

〈全訂版〉

国 税
地 方 税

徴収事務詳解

城下 達彦 著

清文社

国_地税_方 徴収事務詳解

《全訂版》

城下達彦著

清文社

著 者 略 歴

昭和25年 立命館大学卒

国税庁徴収課課長補佐、同管理課課長補佐、東京国税局徴収部統括国税徴収官、同徴収課長、同管理課長、同徴収部次長、
芝税務署長等を経て、現在税理士

主要著書：国税徴収法（税務経理協会）

講座国税徴収法（中央経済社）

新しい換価の実務（共著・帝国地方行政学会）

税務会計基礎講座 国税徴収法（税務経理協会）

税理士試験総合講座 国税徴収法（中央経済社）

国税地方税 滞納整理実務事例精解（ぎょうせい）

不動産大系 土地収用、税金（第六章 租税の徴収
と不動産担保）（青林書院新社）

財政学小辞典（編著）（中央経済社）

国税、地方税事例精解 債権の滞納整理（ぎょう
せい）

国 税 徴 収 事 務 詳 解 [全訂版] 地方税

定価 3,500円
送料 350円

昭和49年2月1日 初版発行

昭和59年10月10日 全訂版発行

著 者 城 下 達 彦

<検印省略>

発行者 久 我 史 郎

発行所

株式会社

清 文 社

大阪市北区南扇町7の20（宝山ビル新館）

（〒530）電話06-361-2597番（振替 大阪0-18351）

東京都千代田区神田小川町3の4（三四ビル）

（〒101）電話03-291-2651番（振替 東京8-101996）

広島市中区銀山町2-4（高東ビル）

（〒730）電話082-243-5233番（振替 広島1-29252）

落丁、乱丁本はお取り替えいたします。

印刷・製本（株）関西廣済堂

© TATSUHIKO SHIROSHITA 1984

ISBN4-7920-1204-X

凡

例

通	法	………	国税通則法
通	令	………	国税通則法施行令
通	規	………	国税通則法施行規則
徴	法	………	国税徴収法
徴	令	………	国税徴収法施行令
徴	規	………	国税徴収法施行規則
法	法	………	法人税法
法	令	………	法人税法施行令
法	規	………	法人税法施行規則
所	法	………	所得税法
所	令	………	所得税法施行令
所	規	………	所得税法施行規則
相	法	………	相続税法
措	法	………	租税特別措置法
措	令	………	租税特別措置法施行令
地	法	………	地方税法
地	令	………	地方税法施行令
地	規	………	地方税法施行規則
調 整	法	………	滞納処分と強制執行等との 手続の調整に関する法律
調 整	令	………	滞納処分と強制執行等との 手続の調整に関する政令
調 整	規	………	滞納処分と強制執行等との 手続の調整に関する規則
仮登記担保法	………	仮登記担保契約に関する法律	
執 行 法	………	民事執行法	
執行規則	………	民事執行法施行規則	
大 判	………	大審院判決	
最 高 判	………	最高裁判所判決	
控 判	………	控訴院判決	
高 判	………	高等裁判所判決	
地 判	………	地方裁判所判決	
行 判	………	行政裁判所判決	

(注) 根拠条文は次のように省略して示した。

各法第1条第2項第3号…… (○法1②三)

序

国税徴収法は、明治元年「当分の間、旧慣を採用する」とする太政官布告にその源を発し、その後租税不納者身代限法（明治5年太政官布告第285号）、租税不納処分規則（明治10年太政官布告第79号）、（旧）国税徴収法（明治22年法律第9号）、さらに国税滞納処分法（明治22年法律第32号）を経て明治30年法律第21号をもって国税徴収法（旧法）の制定をみるに至り、爾来60有余年の星霜を経来たったところ、昭和34年にその全面改正が図られ（同年法律第147号）、次いで国税通則法の制定に伴う一部改正を経て、「国税の滞納処分その他の徴収に関する手続の執行について必要な事項を定め、私法秩序との調整を図りつつ、国民の納税義務の適正な実現を通じて国税収入を確保すること」（国税徴収法1条）とする現行国税徴収法の実現をみるに至った。

しかして、この国税徴収法は、いわゆる滞納処分法たる性格を中核とし、「国税徴収の例による」、「国税滞納処分の例による」、「滞納処分の例による」等の文言により、他の公租、公課の徴収面でも広くその手続きが引用され、いわゆる公法上の徴収金の徴収面での基本法的な地位を占めている。

本書は、この租税の徴収についての理論と実務の両面からの解説を試みたもので、同法を要点的に抽出し、さらに上記との関連で地方税法上の相応条項をも積極的に引用し、これらの対比において、両法の総合的な理解の便に資した。

このほか、本書では国税徴収法と不即不離の関係にある国税通則法中の関連事項についても言及し、さらに先般制定をみた民事執行法（昭和54年法律第4号）および租税の滞納処分と密接な関係を有する滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律（昭和32年法律第94号）、そして仮登記担保契約に関する法律（昭和53年法律第78条）等の関係法令についてもこれを随所に導入論及し、理解の便に配意したほか、先般全面改正された国税徴収法基本通達、さらには昭和59年度の徴収関係法規の改正事項をも織り込んで、新知識の吸収に資した。

初めて国税徴収法に接しられる方々、租税公課の徴収実務に携わっておられる方々等の概説書または実務書としてその机畔に置かれれば甚だ幸いである。

なお、念のため本書中の意見にわたる部分は著者の私見の域を出ないものであることをあらかじめお断りしておく。

おって、本書の上梓に際して一方ならぬ尽力を頂戴した国税不服審判所国税副審判官（元国税庁徴収課課長補佐）西沢博氏、さらに御教導を頂いた諸先輩、畏友元高松国税不服審判所長浅田久治郎氏に深甚の謝意を表したい。

昭和59年9月1日

著 者

目 次

第一編 租税徴収事務通則

第一章 納税関係通則…………… (3)

第一節 納期限の延長および延納…………… (3)

一 納期限の延長…………… (3)

(一) 災害等による期限の延長 (3)

1 災害等の意義 (3)

3 効 果 (5)

2 期限の延長の方法 (4)

(二) その他の納期限の延長 (5)

二 延 納…………… (6)

(一) 所得税法上の延納 (6)

1 確定申告税額の延納 (6)

2 延払条件付譲渡にかかる所得税額の延納 (6)

(二) 相続税法上の延納 (9)

1 延納の要件 (9)

5 延納条件の変更 (11)

2 延納の期間等 (9)

6 延納にかかる利子税 (11)

3 延納の申請 (10)

7 徴収の猶予 (12)

4 延納の許可等 (11)

8 延納の取消し (12)

(三) 地方税の場合 (13)

第二節 租税の納付…………… (13)

一 納付の手続き…………… (13)

(一) 金銭納付 (16)

(二) 証券納付 (16)

(三) 印紙納付 (17)

(四) 物 納 (17)

1 物納の要件 (17)

4 徴収の猶予 (18)

2 物納財産 (17)

5 物納財産の収納 (18)

3 物納の手続きおよび許可 (17)

6 物納の撤回 (18)

(五) 口座振替えによる納付 (20)

1 納付書、依頼書の受理等 (20)

2 みなし納期限納付 (20)

(六) 第三者納付 (20)

1 第三者納付の意義 (20)

3 代位の効果 (21)

2 納付による代位 (21)

4 一部納付の場合の代位 (21)

(七) 予 納 (21)

1 予納の要件 (21)

2 予納の効果 (22)

二 納付の方法	(22)
(一) 自主納付	(22)
(二) 納税の告知	(23)
第三節 納付委託	(24)
一 納付委託の要件	(24)
二 納付委託に使用することができる有価証券	(25)
三 納付委託の手続きと再委託	(26)
四 納付委託の効果	(26)
(一) みなし担保	(26)
(二) 滞納処分についての実質的な猶予	(27)
(三) 延滞税（延滞金）の免除	(27)
第四節 納税管理人	(27)
一 納税管理人の選任	(27)
(一) 国税の場合	(27)
(二) 地方税の場合	(27)
二 納税管理人の行なう事務の範囲	(28)
(一) 国税の場合	(28)
(二) 地方税の場合	(28)
三 納税管理人の届出（申告）	(28)
(一) 国税の場合	(28)
(二) 地方税の場合	(28)
四 納税管理人に関する罰則	(29)
第五節 納税証明	(29)
一 使用目的	(29)
二 証明事項	(29)
三 請 求 者	(29)
四 請求手続き	(29)
五 手数料の納付	(29)
六 納税証明書の偽造等	(30)
第二章 徴収・滞納処分関係通則	(32)
第一節 納税の告知と督促	(32)
一 納税の告知	(32)

(一) 納税の告知をする国税 (32)	
(二) 納税の告知の手続き (32)	
(三) 納税の告知の効力 (34)	
(四) 地方税の納税の告知 (34)	
二 督 促……………	(34)
(一) 督促の要件 (34)	
(二) 督促の手続き (35)	
1 書面による督促 (35)	3 延滞税等の督促 (36)
2 督促の時期 (35)	
(三) 督促の効力 (36)	
(四) 督促の効力の発生時期 (36)	
(五) そ の 他 (36)	
第二節 繰上請求……………	(37)
一 繰上請求の態様……………	(37)
二 狭義の繰上請求……………	(37)
(一) 繰上請求の要件 (37)	
(二) 繰上請求の手続き (39)	
(三) 繰上請求の効果 (40)	
(四) 保証人または第二次納税義務者についての準用 (40)	
三 繰上保全差押え……………	(40)
(一) 要 件 (41)	
1 国税の場合 (41)	2 地方税の場合 (41)
(二) 繰上保全差押金額の決定と差押えの執行 (41)	
1 国税の場合 (41)	2 地方税の場合 (41)
(三) 繰上保全差押えの手続き (41)	
(四) 繰上保全差押えの効果 (41)	
第三節 強制換価の場合の消費税等の徴収の特例……………	(43)
一 要 件……………	(43)
(一) 国税の場合 (43)	
(二) 地方税の場合 (43)	
二 徴収手続き……………	(43)
(一) 執行機関等への通知 (43)	
(二) 執行機関等への通知の効果 (44)	
第四節 延滞税(延滞金)……………	(47)
一 延滞税(延滞金)の成立と確定……………	(47)
二 延滞税の課税要件……………	(47)

三 延滞金の徴収要件	(48)
四 延滞税(延滞金)の計算	(48)
五 延滞税(延滞金)の計算期間の特例	(48)
六 延滞税(延滞金)の端数計算	(48)
七 延滞税(延滞金)の納付等	(49)
八 延滞税(延滞金)の免除	(49)
(一) 徴収緩和措置が講ぜられた場合の延滞税(延滞金)の免除(49)	
1 災害等による納税の猶予等の場合	3 徴収の猶予の場合(50)
の延滞税(延滞金)の免除(49)	
2 事業の廃止等による納税の猶予等	
の場合の延滞税(延滞金)の免除(50)	
(二) 十分な差押え等をした場合の延滞税(延滞金)の免除(51)	
九 一部納付(納入)があった場合の延滞税(延滞金)の額の計算等	(51)
十 延滞税(延滞金)の充当の順序	(51)
十一 延滞税(延滞金)の時効の中断	(52)
第五節 担 保	(52)
一 担保の徴取ができる場合	(52)
二 担保の種類	(53)
三 担保の選定	(54)
四 担保の徴取手続き	(54)
五 担保の変更等	(59)
(一) 命令による担保の変更等(59)	
(二) 承認による担保の変更(59)	
(三) 担保として提供された金銭による国税の納付(59)	
(四) 担保財産上に担保のための仮登記がされている場合の担保の変更等(60)	
六 担保提供の効果	(60)
七 担保の処分	(61)
(一) 担保の処分の要件(61)	
(二) 担保物の処分手続き(61)	
1 通常の場合(61)	2 物上保証の場合(62)
(三) 金銭担保と納税者の充当の申出(62)	
(四) 保証人からの徴収(62)	
1 納付通知書による告知(63)	4 保証人に対する滞納処分の開始の要件(65)
2 納付催告書による督促(64)	
3 繰上請求、納税の猶予等の規定の準用(64)	5 保証人に対する差押開始の要件(65)
	6 保証人の財産に対する換価の制限(65)

7 催告または検索の抗弁権の不適用 (66)	9 国税庁長官等がした担保の処分 (67)
8 本来の納税義務との関係 (66)	
八 担保の解除	(67)
(一) 解除の要件 (67)	
(二) 解除の手続き (67)	
第六節 債権者代位権および詐害行為取消権の行使	(68)
第一款 債権者代位権	(69)
一 債権者代位権行使の要件	(69)
(一) 債権者代位権行使の目的となる権利 (69)	
(二) 納税者の無資力との関係 (69)	
(三) 租税の納期限との関係 (70)	
(四) 納税者の権利行使との関係 (70)	
二 債権者代位権行使の方法等	(70)
三 債権者代位権行使の効果	(71)
四 不動産についての債権者代位権の行使	(71)
(一) 滞納者への権利移転登記がされていない場合 (71)	
(二) 第三者への権利移転登記にかかる譲渡契約 (行為) の解除等ができる場合 (72)	
第二款 詐害行為取消権	(73)
一 詐害行為取消権行使の要件	(73)
(一) 詐害行為取消権行使の目的となる行為 (73)	
(二) 詐害の意思 (73)	
(三) 詐害行為の存在 (74)	
(四) 租税債権の成立時期との関係 (74)	
二 詐害行為取消権行使の目的となる行為	(75)
(一) 債務の弁済 (75)	
(二) 不動産の売却 (75)	
(三) 担保権の設定 (75)	
(四) 贈与等 (75)	
三 詐害行為取消権の行使	(75)
四 保全措置	(76)
五 取消しの効果	(76)
六 取消し後の滞納処分	(77)
七 消滅時効	(77)
八 他の法律との関係	(77)
第七節 滞納処分に関する罪	(79)
一 ほ脱の罪	(79)

(一) 納税者に対するもの (79)	
(二) 納税者の財産を占有する第三者に対するもの (80)	
(三) 納税者等の相手方となった者に対するもの (80)	
二 質問不答弁、検査拒否等の罪	(80)
三 両罰規定等	(80)
(一) 両罰規定の適用 (80)	
(二) 人格のない社団等の場合の刑事訴訟法の準用 (81)	
第八節 徴収の引継ぎ、嘱託等	(81)
一 国税の徴収の引継ぎ	(81)
(一) 国税局長への徴収の引継ぎ (81)	
(二) 会社更生手続き等が開始された場合の徴収の引継ぎ (83)	
二 国税の滞納処分等の引継ぎ	(83)
(一) 税務署長または国税局長による滞納処分等の引継ぎ (83)	
(二) 税関長による滞納処分等の引継ぎ (85)	
三 地方税の徴収の引継ぎ等	(85)
(一) 徴収の引継ぎ (85)	
(二) 徴収の嘱託 (85)	
(三) 賦課徴収の委任 (86)	
第三章 その他の通則事項	(87)
第一節 租税債権の消滅時効	(87)
一 時効期間	(87)
二 時効の起算日	(87)
三 時効の援用と時効の利益の放棄	(88)
四 民法の準用	(88)
五 時効の中断	(88)
(一) 特別の中断事由 (88)	
(二) その他の中断事由 (89)	
六 時効の不進行	(90)
(一) 脱税の場合の時効の不進行 (90)	
(二) 延納等の場合の時効の不進行 (91)	
第二節 還付と充当	(92)
一 還付金等の還付	(93)
(一) 還付と還付金等の引継ぎ (93)	
(二) 第二次納税義務にかかる還付 (93)	

(三) 還付金の発生時期 (93)	
1 還 付 金 (93)	2 過誤納金 (94)
(四) 還付金等の請求権者 (94)	
1 還付金の場合 (95)	3 特殊な場合 (95)
2 過誤納金の場合 (95)	
(五) 還付金等の請求権者の地位の異動 (96)	
1 譲渡の場合 (96)	4 滞納処分がされた場合 (97)
2 強制執行による差押えがされた場 合 (96)	5 質入れの場合 (97)
3 仮差押えがされた場合 (97)	6 相続等の場合 (97)
(六) 還付金等の還付手続き (98)	
二 還付金等の充当等……………	(98)
(一) 充当の要件 (98)	
(二) 充当適状 (99)	
(三) 充当の順位 (100)	
(四) 充当の効果 (101)	
(五) 充当の通知 (101)	
(六) 還付金等の消滅時効 (101)	
1 時効の起算日 (101)	3 時効の停止 (101)
2 時効の中断 (101)	
(七) 供 託 (102)	
(八) 予納額の還付の特例 (102)	
三 還付加算金……………	(102)
(一) 還付加算金を加算しない場合 (103)	
(二) 相続、譲渡等があった場合 (103)	
1 相続により分割された場合 (103)	4 第二次納税義務者の納付にかかる 過誤納金の場合 (104)
2 譲渡または転付命令があった場合 (103)	
3 滞納処分により差し押えられた場合 (103)	
(三) 還付加算金の計算期間 (104)	
1 計算期間の始期 (104)	3 除算期間 (104)
2 計算期間の終期 (104)	
(四) 分割納付にかかる租税につき生じた過誤納金に対する還付加算金 (104)	
(五) 後発的事由により生じた過誤納金にかかる還付加算金 (105)	
(六) 無効または取消し等に基因する更正があった場合の特例 (105)	
1 国税の場合 (105)	2 地方税の場合 (105)
四 租税の予納額の還付の特例……………	(105)
五 還付金等の端数計算等……………	(106)
(一) 還付金等の端数計算 (106)	
(二) 還付加算金に関する端数計算等 (106)	
第三節 相 殺……………	(106)

第四節 期間および期限	(107)
一 期間の起算点と満了点	(107)
二 期間計算の規定の適用範囲	(108)
三 期限の特例	(108)
四 災害等による期限の延長	(109)
(一) 地域指定による場合	(110)
(二) 個別指定による場合	(110)
(三) 期限の延長の効果	(110)
第五節 書類の送達	(111)
一 送達の原則	(111)
二 郵便による送達	(112)
三 交付送達	(112)
四 相続人に対する書類の送達の特例	(114)
五 公示送達	(114)
(一) 要件	(115)
(二) 公示送達の方法	(115)
(三) 公示送達の効力の発生	(115)
第六節 供 託	(117)
一 供託の要件	(117)
二 供託の手続き	(117)
三 供託の効果	(118)
四 その他の供託	(118)
(一) 換価代金等の供託	(118)
(二) 特殊な場合の換価代金等の供託	(118)
(三) 保全担保の提供手続きとしての供託	(118)
(四) 保全差押え等にかかる供託	(119)
(五) 納税の猶予等の担保の提供手続きとしての供託	(119)
第七節 不服審査および訴訟(徴収関係)	(120)
第一款 不服審査との関係	(120)
一 不服申立てと租税の徴収	(120)
(一) 国税の場合	(120)
1 換価制限等	(120)
2 徴収の猶予等	(121)
3 差押えの猶予等	(122)
4 徴収の猶予等の取消し	(122)
(二) 地方税の場合	(123)

1 換価制限等 (123)	3 差押えの猶予等 (123)
2 徴収の猶予等 (123)	4 差押えの猶予等の取消し (123)
二 滞納処分に関する不服申立ての期限の特例……………	(123)
三 差押動産等の搬出の制限……………	(124)
四 不動産等の売却決定の取消しの制限……………	(125)
(一) 取消しの制限 (125)	
(二) 棄却の理由の明示 (125)	
(三) 損害賠償の請求 (125)	
第二款 訴訟との関係……………	(126)
一 換価制限……………	(126)
二 訴えの提起についての期限の特例……………	(127)
三 租税の徴収に関する訴訟……………	(127)

第二編 通常の滞納処分手続き

第一章 滞納処分の所轄庁……………(132)

第二章 滞納処分に関する制限……………(133)

- 一 徴収緩和制度による制限……………(133)
- 二 納税義務の性格による制限……………(133)
- 三 個別執行の禁止による制限……………(133)
- 四 税務争訟に伴う制限……………(134)

第三章 滞納処分の効力……………(135)

- 一 相続等があった場合の滞納処分の効力……………(135)
 - (一) 滞納処分の効力 (135)
 - (二) 不動産執行の実務 (135)
 - (三) (二)の関連事項 (137)
- 二 仮差押え等がされた財産に対する滞納処分の効力……………(138)
 - (一) 仮差押えと滞納処分 (138)

1 滞納処分の効力 (138)	4 供託された金銭の差押え (139)
2 換価による仮差押えの登記のまっ 消の嘱託 (138)	5 仮差押えのある被差押債権の取立 て (139)
3 仮差押解放金額の差押え (138)	6 差押解除の通知 (139)
 - (二) 仮処分と滞納処分 (139)

1 滞納処分の効力 (139)	3 保証の差押え (141)
2 差押え等 (140)	

第四章 財産の調査……………(142)

第一節 質問および検査……………(142)

- 一 質問・検査ができる場合……………(142)
- 二 質問・検査権の及ぶ範囲……………(143)
- 三 質問・検査の相手方……………(143)
- 四 質問・検査の方法と物的範囲……………(144)
 - (一) 質 問 (144)
 - (二) 検 査 (145)
- 五 質問・検査と捜索との関係……………(146)
- 六 身分証明書の呈示等……………(146)
- 七 罰 則……………(147)

第二節 捜 索	(147)
一 捜索の権限	(147)
二 捜索権の内容	(148)
三 捜索の方法	(148)
四 捜索の時間制限	(149)
(一) 時間制限 (149)	
(二) 特定の場所の日没後の捜索 (149)	
(三) 休日の捜索 (150)	
五 捜索の立会人	(150)
六 出入禁止	(152)
(一) 要 件 (152)	
(二) 出入禁止の相手方 (152)	
(三) 出入禁止の方法等 (152)	
七 捜索調書	(152)
八 身分証明書の呈示等	(157)
九 罰則との関係	(157)
十 時効の中断との関係	(157)
第五章 財産の差押え	(159)
第一節 通 則	(159)
一 差押えの意義と性格	(159)
二 差押えの態様	(159)
三 差押えの要件	(160)
(一) 通常の場合 (160)	
1 原 則 (160)	3 繰上差押え (160)
2 繰上請求等の場合 (160)	
四 差押えの対象財産	(161)
五 差押財産の選択	(161)
六 財産帰属の認定	(161)
(一) 一般の帰属認定 (161)	
(二) 滞納者名義でない場合の帰属認定 (162)	
(三) 夫婦・同居の親族の財産の帰属認定 (162)	
七 差押えの制限	(162)
(一) 超過差押えの禁止 (163)	
(二) 無益な差押えの禁止 (163)	

(三) 夜間・休日の差押え (164)	
(四) 差押着手前の催告 (164)	
八 差押えにあたっての第三者の権利の尊重……………	(164)
(一) 差押財産の選択と第三者の権利の尊重 (164)	
(二) 第三者の権利の目的となっている財産の差押換えの請求 (164)	
1 差押換えの意義 (164)	4 請求があった場合の処理 (167)
2 要 件 (164)	5 換価の申立て (169)
3 請求手続き (165)	6 換価の申立てに対する措置 (170)
(三) 相続があった場合の差押換えの請求 (170)	
1 相続人の権利の尊重 (170)	3 差押換えの請求の手続き (171)
2 相続人による差押換えの請求 (170)	4 差押換えの請求に対する措置 (171)
(四) 第三者が占有する動産等の差押え (171)	
1 第三者が占有する場合の差押えの 制限 (171)	4 引渡命令の効果 (175)
2 引渡命令 (172)	5 引渡命令を受けた第三者等の権利 の保護 (175)
3 引渡命令の手続き (172)	6 差押動産等の搬出の制限 (178)
九 差押えの手続き……………	(178)
(一) 差押調書の作成 (178)	
(二) 質権者等に対する差押えの通知 (180)	
十 差押えの効力……………	(183)
(一) 処分禁止の効力 (183)	
(二) 時効中断の効力 (183)	
(三) 従物に対する効力 (183)	
(四) 果実に対する効力 (183)	
1 天然果実に対する効力 (183)	2 法定果実に対する効力 (184)
(五) 保険に付されている財産に対する効力 (184)	
(六) 相続等に対する効力 (187)	
(七) 仮差押等に対する効力 (187)	
(八) 継続収入に対する効力 (187)	
(九) 金銭の差押えの効力 (187)	
(十) 抵当権等の被担保債権の差押えの効力 (187)	
(十一) 優先徴収の効力 (187)	
(十二) 担保のための仮登記がある財産に対する差押えの効力 (187)	
十一 差押禁止財産……………	(188)
(一) 一般の差押禁止財産 (188)	
(二) 条件付差押禁止財産 (190)	
(三) 給与の差押禁止 (190)	
1 給料等の差押禁止 (190)	3 賞与等の差押禁止 (192)
2 給料等の支払いを受けた金銭の 差押禁止 (192)	4 退職手当等の差押禁止 (192)
	5 滞納者の承諾がある場合の差押え (193)